

行 厚 第 2239 号
共 済 第 10039 号
令和 3 年 8 月 26 日

所 属 長 様

行財政局担当部長（厚生課長事務取扱）
神戸市職員共済組合事務局次長

令和 3 年度 職員に対する特定保健指導及び保健指導の実施について

令和 3 年度特定健康診査（職員定期健康診断や人間ドックにて実施）結果に基づき、保健指導及び特定保健指導を実施します。メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、生活習慣の改善によって生活習慣病発症の予防が期待できる方を対象としています。

当該年度中の年齢が 40 歳未満の職員については「労働安全衛生法」に基づき事業主が保健指導を、40 歳以上 75 歳未満の共済組合員（職員）については「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、神戸市職員共済組合が特定保健指導を下記のとおり実施します。

貴所属職員にご周知いただくと共に、実施についてご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 令和 3 年度からの変更点

- (1) 各区役所・事業所の会議室等で面談を行う「巡回面談」を実施します。

対象者の利便性を考慮すると共に、特定保健指導の実施率向上に繋げる目的です。

職員が生活習慣病に移行することなく、健康的な生活を維持できるよう、各所属におかれましてはご理解ご協力のほどお願いいたします。

※所属の対象者数によっては「巡回面談」ではなく、従来通り「個別面談」となります。

随時、共済組合よりお伝えいたします。

- (2) 「巡回面談」の実施にあたり、各所属の庶務ご担当者様におかれましては、日程・会議室等の調整にご協力をお願いいたします（別紙「庶務担当者向け」参照）。

- (3) 「巡回面談」ではなく「個別面談（対象者と委託業者で調整）」の場合も、自身の勤務公署にて面談を実施することが可能です。その際は、ご自身で会議室等の確保をお願いします。なお、会議室等の確保が難しい場合は「保健指導室（新クレセントビル）」で実施することも可能ですので、desknet' NEO の「施設備品予約」より直接、予約をお願いします。事務処理 PC が無い等、予約が難しい場合は共済組合までご連絡ください。

- (4) そのほか、特化型として RIZAP 株式会社による特定保健指導を実施します。

（対象者は 50 名程度）後日、共済組合より希望者を募集いたします。

2 実施通知

該当者等につきましては確定次第、随時ご案内します。

3 保健指導及び特定保健指導実施委託機関

- (1) SOMPO ヘルスサポート株式会社

※今年度より委託業者が変更となりました。

- (2) RIZAP 株式会社（特定保健指導のみ）

※詳細については「1 令和3年度からの変更点（4）」をご確認ください。

4 実施場所

- (1) 各区役所・事業所の会議室等

※詳細については「1 令和3年度からの変更点（1）（2）」をご確認ください。

- (2) 新クレセントビル 7階「保健指導室」（神戸市中央区京町72番地）

5 サービスの取扱い

保健指導及び特定保健指導利用に必要な時間については、「職務に専念する義務」が免除されます。

担当：神戸市職員共済組合（行財政局厚生課）

kenshin@office.city.kobe.lg.jp

※出来るだけメールでの問い合わせにご協力をお願いします。